証券コード　7077
2023年５月９日
（電子提供措置の開始日　　2023年５月２日）

株　主　各　位

東京都豊島区南池袋二丁目29番11号
京王プレッソイン池袋２F
株式会社ＡＬｉＮＫインターネット
代表取締役ＣＥＯ　池田　洋人

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。
　・当社ウェブサイト
　https://www.alink.ne.jp/ir/stock/meeting.html

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
　・東京証券取引所ウェブサイト
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ＡＬｉＮＫインターネット」または「コード」に当社証券コード「7077」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら「株主総会参考書類」をご覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、事前に郵送により、2023年５月23日（火曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2023年５月24日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前９時半とさせていただきます。）

2．場　　所　東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）　６階　霧島
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第10期（2022年３月１日から2023年２月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎株主様へご送付している書面については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、下記の事項を記載しておりません。したがって当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
・株主資本等変動計算書
・計算書類の個別注記表
◎株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削　　除）

第２号議案　取締役４名選任の件

当社の取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	池田洋人（いけだひろと） （1974年10月６日生） 再任	1997年４月 株式会社ハレックス入社 1999年10月 気象予報士取得 2002年５月 株式会社ウェザーライン入社 2003年６月 ヤフー株式会社入社　Yahoo!天気情報プロデューサー 2005年６月 株式会社ありんく入社取締役COO 2013年３月 当社設立　代表取締役CEO（現任） （重要な兼職の状況） なし	815,900株
2	富田知尚（とみだともひさ） （1985年１月26日生） 再任	2008年４月 株式会社リクルート（現：株式会社リクルートホールディングス）入社 2011年10月 グーグル株式会社（現：グーグル合同会社）入社 2016年10月 株式会社アトモス設立　代表取締役 2017年10月 当社　取締役CSOサービス統括部長 2023年３月 当社　取締役CSOビジネス開発部長（現任） （重要な兼職の状況） なし	―株
3	高杉雄介（たかすぎゆうすけ） （1974年11月１日生） 新任	2004年12月 あずさ監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）入所 2009年12月 公認会計士登録 2014年２月 株式会社インベスターズ（現：株式会社Robot Home)入社 2015年３月 同社　執行役員経営管理本部長 2018年３月 同社　常務取締役CFO経営管理本部長 2020年４月 株式会社Casa　取締役経営管理部長 2022年12月 当社　社長付 2023年３月 当社　コーポレート部長（現任） （重要な兼職の状況） なし	―株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	柴田幸夫（しばたゆきお） (1968年7月24日生) 再任	1992年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2002年 5月 ＵＢＳ証券株式会社入社 2005年 4月 株式会社ロケーションバリュー取締役 2007年 8月 オプトエナジー株式会社　取締役 2010年 6月 ジン・パートナーズ株式会社設立 代表取締役社長（現任） 2018年 5月 株式会社エヌリンクス社外取締役 2018年 5月 当社　社外監査役 2019年 2月 当社　社外取締役（現任） 2020年 5月 株式会社エヌリンクス社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) ジン・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社エヌリンクス社外取締役	1,000株

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．柴田幸夫氏は、社外取締役候補者であります。

3．柴田幸夫氏は、経営者及び公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、客観的かつ公正な立場に立って経営の監視と監督を行うことができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年３か月となります。

4．当社は、柴田幸夫氏との間で会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

5．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を塡補することとしております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

6．当社は、柴田幸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

当社の監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	横小路 喜代隆（よここうじきよたか） (1957年11月17日生) 新任	1980年 4月 キユーピー株式会社　入社 2004年 7月 同社　人事本部労務部長 2005年 7月 ケイ・システム株式会社　労務総務受託事業部長 2010年 2月 同社　代表取締役社長 2013年 2月 キユーピー株式会社　執行役員人事本部長 2018年 2月 同社　常勤監査役 (重要な兼職の状況) なし	—株
2	木村 貴弘（きむらたかひろ） (1975年8月11日生) 再任	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 アンダーソン・毛利法律事務所 (現　アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業)入所 2011年 9月 木村・多久島・山口法律事務所開設(現任) 2018年11月 当社　社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 木村・多久島・山口法律事務所 パートナー弁護士	—株
3	田嶋 清孝（たじまきよたか） (1974年10月26日生) 新任	2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2004年 4月 公認会計士登録 2022年10月 田嶋清孝公認会計士事務所　所長（現任） 2022年10月 株式会社スタサポ会計ラボ　代表取締役（現任） 2022年10月 株式会社サウンドファン　社外監査役（現任） 2023年 3月 トリプル・ダブリュー・ジャパン株式会社　社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 田嶋清孝公認会計士事務所　所長 株式会社スタサポ会計ラボ　代表取締役 株式会社サウンドファン　社外監査役 トリプル・ダブリュー・ジャパン株式会社　社外監査役	—株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者３名全員が社外監査役候補者であります。

３．横小路喜代隆氏は、上場企業における管理部門としての長年の経験と幅広い見識に加え、上場企業における常勤監査役としての経験も有しております。このような実情を踏まえ、当社の経営に対し客観的な見地から適切な監督を行っていただけるものと判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

4．木村貴弘氏は、弁護士として、豊富な経験と高い見識に基づき、その専門的見地から客観的かつ中立的な立場から助言をいただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者としました。同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年６か月となります。
5．田嶋清孝氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的な知識と経験を有しております。その知識と経験を当社の監査体制に反映していただけるものと判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。
6．当社は、木村貴弘氏との間で会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、横小路喜代隆氏及び田嶋清孝氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続・締結する予定であります。
7．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を塡補することとしております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。
8．当社は、木村貴弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。さらに横小路喜代隆氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、三優監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査体制及び監査報酬等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年３月31日現在)

名　　称	三優監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目24番１号 エステック情報ビル15階
沿　　革	1986年10月　監査法人三優会計会社設立 1987年７月　大阪事務所　設置 1990年12月　福岡事務所　設置 1996年１月　BDO Binder BV （現 BDO International Limited）と業務提携 1996年４月　三優監査法人に商号変更 1996年７月　名古屋事務所　設置 2015年７月　札幌事務所　設置
概　　要	関与会社数　221社 人数　パートナー　40名 公認会計士　124名 その他監査従事者　115名 その他職員　37名 合計　316名

以上

事　業　報　告

（2022年 3 月 1 日から
2023年 2 月28日まで）

1．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進む中で、緩やかに景気の持ち直しが期待されております。しかしながら、海外経済の不確実性や地政学リスクの高まりが景気を下押しする影響が懸念されるなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社は“未来の予定を晴れにする”を経営理念として、天気予報専門メディア「tenki.jp」を一般財団法人日本気象協会との共同事業として運営しております。

tenki.jp事業においては、安定的なPV(ページビュー)数の増加とPV当たり広告単価の維持に取り組んでまいりました。「tenki.jp」に新機能の追加や機能の拡充を図り、また、「気象予報士によるポイント解説（日直予報士)」において、話題性の高い記事を効果的かつ効率的に配信することで、認知度の向上を図ってまいりました。さらには、地点天気、雨雲レーダー、防災等の「tenki.jp」における基軸コンテンツのPV数を高めるよう、集中的にSEO対策等の施策を実施いたしました。

それらの結果、年間のPV数は、78億PV（前年同期比104.9％）を達成し、特に９月は、台風接近に伴う押し上げ効果もあり過去最高のPV数を記録しております。なお、当事業年度よりアプリのPV取得方法を変更しているため、PV数は、仮定に基づく推定値を含んでおります。

一方でPV当たり広告単価は、個人情報保護の観点によるCookie規制の影響等により低迷基調となりましたが、行動制限の緩和等による経済活動の緩やかな回復に伴い、ネット広告の需要が高まった影響もあり前年同期比99.4％と前事業年度の水準を維持することができております。

費用面に関しては、将来の売上高及び利益の向上を目的として、新規事業を含めた新たな収益事業の構築に向けた人件費や開発費等の先行投資を行っております。

以上の結果、当事業年度の売上高は685,491千円(前期比5.5％増)、営業利益202,686千円(前期比8.0％減)、経常利益197,879千円(前期比8.1％減)、当期純利益140,176千円(前期比31.7％減)となりました。

なお、当社はtenki.jp事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中において実施した資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第７期 (2020年２月期)	第８期 (2021年２月期)	第９期 (2022年２月期)	第10期 (当事業年度) (2023年２月期)
売　上　高（千円）	743,939	610,988	649,695	685,491
経　常　利　益（千円）	327,923	215,084	215,310	197,879
当　期　純　利　益（千円）	226,067	189,497	205,244	140,176
１株当たり当期純利益　(円)	113.85	90.13	96.42	65.95
総　資　産（千円）	1,389,958	1,579,589	1,805,071	1,561,593
純　資　産（千円）	1,286,638	1,476,065	1,686,795	1,488,733
１株当たり純資産　(円)	612.00	702.11	789.39	829.46

(注) １．当社は、2019年８月21日付で普通株式１株につき60株の株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。
２．当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「気象情報」を社会インフラ化することを事業目的としております。tenki.jpは一般的な気象情報のみならず、日本気象協会所属の気象予報士による記事や独自の指数情報（服装、体感等）、レジャー天気情報等も掲載されており、PCのWebページ、スマートフォンアプリ、スマートフォンサイトを合わせて年間78億PV(2023年２月期実績)を記録しております。天気情報は、各種メディアでも必ずと言っていいほど触れられており、気象庁の観測データを頂点とした社会インフラ化が一定程度は進んでおりますが、昨今多発している異常気象や天災の発生において、必ずしも正確な情報がリアルタイムに共有されていないこと等から、当社としては、気象情報の分野においてまだ取り組むべき余地は十分にあると考えております。当社は、今後もtenki.jpの充実を図り、知名度向上を目指し、上述の課題に対するソリューションを提供すべく事業を展開する予定であります。

具体的に、当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① サービスの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、「tenki.jp」の認知度を向上させ、継続的に利用されるユーザーを増加させていくことが必要不可欠であります。そのために、マーケティングや広報活動等を強化・推進し、積極的な認知度向上に向け取り組んでまいります。

② 技術革新への対応

当社は、広告のトレーディングデスク業務を主体にマネタイズを展開しておりますが、新たなインターネット関連の技術革新やデータ分析技術の進歩に対してタイムリーに対応することが、今後の事業展開上重要な要素であると認識しております。特に昨今、広告識別子やcookieに依存しない気象データに注目が高まっている背景を踏まえ、Google等インターネット・サービス事業者の動向を把握し、その技術情報をいち早く入手しつつ独自の技術を開発することで、自社サービスの先進性やユニーク性を確保してまいります。

③　人材採用及び組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。積極的な採用と人材の定着を推し進めるため、多様なワークスタイルの支援を通じた働きやすい魅力ある職場作りに取り組むとともに、適正な評価がなされるよう人事制度の更なる改善、組織体制整備を行ってまいります。

④　内部統制及びコンプライアンスの強化

当社は、今後も更なる業容拡大を図るため、当社の成長段階に沿った内部管理体制の強化が必要と認識しております。このため、成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性の確保に取り組んでまいります。また、社内研修や勉強会等を開催し内部統制及びコンプライアンスの強化に努めてまいります。

⑤　新規ソリューションの提供

当社は、気象情報の一般消費者への提供だけでなく、気象情報と現実社会の連携を深めるための新規ソリューションの提供を検討しております。新たなメディアやソリューション事業を、当社単独での取り組みと日本気象協会と共同での創出の双方で推進してまいります。

⑥　他企業との業務提携やM＆Aの活用

当社は、他企業との業務提携やM＆Aなどの手段が、既存事業の発展や新規事業創出をスピーディに実現させるための有効な手段と考えており、今後の事業展開においてもその可能性について積極的に検討してまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年２月28日現在）

tenki.jp事業　一般財団法人日本気象協会との共同事業である天気予報専門メディア「tenki.jp」運営

(6) 主要な事業所（2023年２月28日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東京都豊島区南池袋2-29-11　京王プレッソイン池袋2F

（注）2022年８月１日付をもって、本社を東京都新宿区から上記へ移転いたしました。

(7) 使用人の状況（2023年２月28日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
22名	１名増	42.6歳	２年９カ月

（注）上記にはパートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2023年２月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2023年２月28日現在）

（1）発行可能株式総数　7,800,000株

（2）発行済株式の総数　2,136,900株

（3）株主数　1,546名

（4）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
池田洋人	815,900	45.45
松本修士	278,200	15.50
亀井友廣	51,000	2.84
池田直紀	30,200	1.68
速水裕	21,700	1.20
一般財団法人日本気象協会	20,400	1.13
吉川直樹	17,800	0.99
内田龍夫	12,800	0.71
河田健	11,600	0.64
長田有弘	7,800	0.43

（注）　当社は、自己株式342,068株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	株式会社ＡＬｉＮＫインターネット 第１回新株予約権
発行決議日	2017年10月２日
新株予約権の数	1,130個
新株予約権の目的となる株式の数	67,800株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権１個当たりの発行価額	無償
権利行使時１株当たりの行使価額	159円（注）
権利行使期間	2019年10月20日から 2027年 9 月30日まで
新株予約権の行使条件	（注）
役員の保有状況	取締役（社外役員を除く。）１名 新株予約権の数　　1,100個 目的となる株式数　66,000株

（注）

・2019年８月21日付で行った１株を60株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時１株当たりの行使価額」は調整されております。

・新株予約権の行使条件

① 新株予約権の１個の一部行使は認めないものとする。

② 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役又は使用人（以下「当社役員等」という。）の地位を有することを要し、当社役員等の地位を失った場合は行使できないものとする。なお、新株予約権者が当社役員等の地位を失った後、再度当社役員等の地位を得た場合であっても、新株予約権の行使はできないものとする。

③ 新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内又は国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。

④ 新株予約権者が所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合、その後、当該申し出た部分について新株予約権を行使することはできない。

⑤ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑥ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決議により承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年２月28日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役ＣＥＯ	池　田　洋　人	―
取締役ＣＳＯ	富　田　知　尚	サービス統括部長
取締役ＣＦＯ	中　村　和　徳	コーポレート部長
取　締　役	柴　田　幸　夫	ジン・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社エヌリンクス社外取締役
常勤監査役	小　林　慎太郎	―
監　査　役	木　村　貴　弘	木村・多久島・山口法律事務所パートナー弁護士
監　査　役	渡　邉　　淳	公認会計士渡邉淳事務所代表 株式会社H&Hホールディングス社外取締役 アライドアーキテクツ株式会社社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役柴田幸夫氏は、社外取締役であります。
２．監査役小林慎太郎氏、木村貴弘氏及び渡邉淳氏は、社外監査役であります。
３．監査役渡邉淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役柴田幸夫氏並びに社外監査役小林慎太郎氏、木村貴弘氏及び渡邉淳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役柴田幸夫氏並びに社外監査役木村貴弘氏及び渡邉淳氏は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額に定めております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を当社取締役会決議にて定めており、その概要は以下のとおりです。

月額報酬（固定額の金銭報酬）のみをもって構成します。

取締役の報酬については、各取締役に求められる職責および能力等を勘案し、任意の報酬諮問会議の答申を経て取締役会で決定しております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや報酬諮問会議からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

※当事業年度の報酬諮問会議は、社外取締役　柴田幸夫、社外監査役　木村貴弘、社内取締役　池田洋人で構成されております。

② 会社役員の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬等の額は、2019年８月21日開催の臨時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は５名です。

また、上記報酬額とは別枠で、2017年10月２日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬として株式会社ＡＬｉＮＫインターネット第１回新株予約権1,750個を上限として付与する旨決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。

監査役の報酬等の額は、2018年５月28日開催の第５回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は２名です。

③ 当該事業年度に係る会社役員・社外役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役 （うち社外取締役）	77,493 (4,200)	77,493 (4,200)	— (—)	— (—)	4名 (1名)
監査役 （うち社外監査役）	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 （うち社外役員）	92,493 (19,200)	92,493 (19,200)	— (—)	— (—)	7名 (4名)

（注）１．当社には役員退職慰労金制度はありません。

２．監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役における協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

a．社外取締役柴田幸夫氏は、ジン・パートナーズ株式会社代表取締役及び株式会社エヌリンクス社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

b．社外監査役木村貴弘氏は、木村・多久島・山口法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

c．社外監査役渡邉淳氏は、公認会計士渡邉淳事務所代表及び株式会社H&Hホールディングス社外取締役、アライドアーキテクツ株式会社社外取締役(監査等委員）を兼務しております。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柴　田　幸　夫	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、主に経営者及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しております。
監査役	小　林　慎太郎	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会15回の全てに出席し、主にIT業界の豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	木　村　貴　弘	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的知見からの発言を適宜行っております。
監査役	渡　邉　　淳	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会15回の全てに出席し、主に公認会計士として豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

（1）名称　　EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、会計監査人より作成及び提出された見積書について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2023年２月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,387,082**	**流動負債**	**67,164**
現金及び預金	1,194,559	買掛金	9,003
売掛金及び契約資産	164,562	未払金	5,255
前払費用	24,583	未払費用	20,676
その他	3,376	未払法人税等	5,842
固定資産	**174,511**	未払消費税等	11,036
有形固定資産	**21,111**	契約負債	8,167
建物	7,011	預り金	3,294
機械及び装置	13,280	賞与引当金	1,400
工具、器具及び備品	819	株主優待引当金	2,486
投資その他の資産	**153,400**	**固定負債**	**5,695**
投資有価証券	0	資産除去債務	5,695
長期前払費用	108,409	**負債合計**	**72,860**
投資不動産	28,755	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	10,498	**株主資本**	**1,488,733**
その他	5,737	**資本金**	**138,087**
		資本剰余金	**173,304**
		資本準備金	135,087
		その他資本剰余金	38,216
		利益剰余金	**1,515,797**
		その他利益剰余金	1,515,797
		繰越利益剰余金	1,515,797
		自己株式	**△338,455**
		純資産合計	**1,488,733**
資産合計	**1,561,593**	**負債純資産合計**	**1,561,593**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年３月１日から
2023年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**685,491**
売上原価		**220,240**
売上総利益		**465,250**
販売費及び一般管理費		**262,564**
営業利益		**202,686**
営業外収益		
為替差益	1,608	
不動産賃貸料	3,961	
その他	7	5,577
営業外費用		
不動産賃貸費用	9,347	
その他	1,036	10,384
経常利益		**197,879**
特別損失		
本社移転費用	2,560	2,560
税引前当期純利益		**195,319**
法人税、住民税及び事業税	56,613	
法人税等調整額	△1,470	55,143
当期純利益		**140,176**

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年４月24日

株式会社ＡＬｉＮＫインターネット
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　原　　選

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　狭　間　智　博

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＬｉＮＫインターネットの2022年３月１日から2023年２月28日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年３月１日から2023年２月28日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年４月24日

株式会社ＡＬｉＮＫインターネット　監査役会

常勤社外監査役　小　林　慎太郎　印
社外監査役　木　村　貴　弘　印
社外監査役　渡　邉　　淳　印

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）６階　霧島
TEL 03－3261－9921

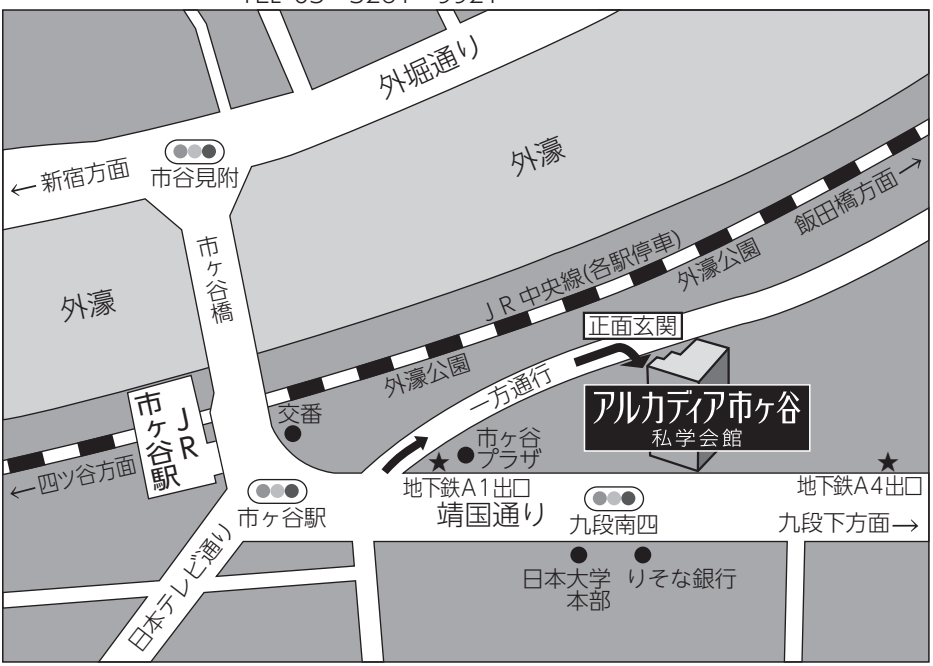

電車でのアクセス方法

ＪＲ中央線（各駅停車）　市ケ谷駅から徒歩２分
地下鉄　有楽町線・南北線　市ケ谷駅（Ａ１）出口から徒歩２分
地下鉄　都営新宿線　市ケ谷駅（Ａ１・Ａ４）出口から徒歩２分

ご来場いただく株主様へ

今般、政府方針が変更され、マスクの着用は個人の判断を基本とすることとされました。この政府方針の変更を踏まえ、当社から一律にマスクの着用をお願いすることはいたしませんので、株主様のご来場にあたりましては、ご自身でマスクの着脱をご判断くださいますようお願いいたします。

株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(https://www.alink.ne.jp/ir/stock/meeting.html)
に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。